

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年4月2日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
愛知県一宮市東島町二丁目25番地の1
株式会社鈴鉦運輸
- 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社鈴鉦運輸飛島物流センター 保税蔵置場
愛知県海部郡飛島村木場一丁目25番1
愛知県海部郡飛島村木場一丁目25番地
- 更新した期間
自 令和8年5月1日
至 令和14年4月30日